

あわら市補助金等交付要綱

平成 16 年 3 月 1 日

告示第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、あわら市補助金等交付規則（平成 16 年あわら市規則第 37 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の名称等)

第 2 条 補助金等の名称、交付目的、補助事業者、補助事業の経費の範囲、補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金等の交付の申請)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、補助金等交付申請書（様式第 1 号）とする。
2 前項の補助金等交付申請書には、事業計画書（様式第 2 号）、収支予算書（様式第 3 号）その他の別表に定める書類を添付しなければならない。

(補助事業の変更)

第 4 条 規則第 5 条第 1 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
(1) 補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲で行う細部の変更
(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の変更で各配分額の 20 パーセント以内の流用

(補助金等の交付の決定の通知)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項の決定通知書は、補助金等交付決定通知書（様式第 4 号）とする。

(状況報告)

第 6 条 規則第 8 条の規定による報告は、状況報告書（様式第 5 号）により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条の報告書は、補助事業完了実績報告書(様式第6号)とする。

2 前項の補助事業完了実績報告書には、収支決算書(様式第7号)その他の別表に定める書類を添付しなければならない。

(補助金等の額の確定の通知)

第8条 規則第10条の規定による通知は、補助金等確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金等の請求)

第9条 規則第12条第2項の請求書は、補助金等交付請求書(様式第9号)とする。

(様式の特例)

第10条 第3条から前条までの規定(様式に関する部分に限る。)にかかわらず、これらの規定により難い補助金等の様式については、別に定めることができる。

附 則

この告示は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所
氏名

年度 補助金等交付申請書

年度 事業について、補助金の交付を受けたいので、あわら市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添え次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の完了予定期日及び実施の計画
- 4 交付申請額
- 5 交付申請額の算出方法
- 6 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 7 添付書類

様式第2号（第3条関係）

事業計画書			
事業名	事業費	事業費積算内訳	摘要

様式第3号（第3条関係）

収支予算書				
収入				
区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
支出				
区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要

様式第4号（第5条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度

については、あわら市補助金等交付規則（平成 16 年あわら市規則第 37 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので同規則第 6 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



記

- この補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は
年 月 日付けで申請のあった 年度
事業とし、その内容は申請書の記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金等の額は次のとおりとする。
補助事業に要する経費 円
補助金等の額 円
- 補助事業に要する経費の配分は前記申請書記載のとおりとする。
- 補助事業者は、次の各号に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - 補助事業の内容の変更をするとき。
 - 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 補助事業者は、補助金等の取り消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度から起算して 5 年間整備保存しなければならない。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度 事業（事務）状況報告書

年 月 日付け第 号で補助金等の交付決定を受けた
事業（事務）の第 半期における遂行状況について、あわら市補助金等交
付規則第8条の規定により、別表のとおり報告します。

別 表

事業名	事業費 A	着手年月日 完了予定 年月日	事業進捗状況			事業費支払状況			次の半期における事業進捗見込	概要
			前期末までの出来高	本期末までの出来高 B	進捗率 B/A	前期末までの支払済額	本期末までの支払済額 C	進捗率 C/A		

備考 1 事業名の欄は、必要に応じ細分して記載すること。
2 この表により難しいものについては、この表に準じて作成すること。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度 補助事業（事務）完了実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金等の交付決定を受けた事業
（事務）が完了したので、あわら市補助金等交付規則第9条の規定により、
関係書類を添え次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金等の交付決定額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類

様式第7号（第7条関係）

収 支 決 算 書

収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要

支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要

様式第 8 号（第 8 条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

補助金等確定通知書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付の決定をした
年度 事業補助金については、あわら市補助金等交付規則（平成 16 年あわら市規則第 37 号）第 10 条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

あわら市長



記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度 補助金等交付請求書

年 月 日付け第 号で通知のあった補助金を次のとおり交付されるようあわら市補助金等交付規則第12条第2項の規定により請求します。

1 請求金額 円